



経営力強化サポート融資のご案内

～認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営改善や経営力強化に取り組む中小企業者を応援します～

◇ 経営力強化サポート融資

認定経営革新等支援機関(※1)の支援を受けながら事業計画を作成し実行に移すことで、経営課題を解決し経営力を強化する中小企業者の事業資金を「経営力強化サポート融資」で応援します。

(※1) 税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験を有する、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士、中小企業支援機関等で国の認定を受けた者を言います。

認定経営革新等支援機関の一覧については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>

融資対象

認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営改善に取り組む中小企業者等

融資条件等

融資限度額	8,000万円
融資利率	年1.8%以内(固定金利)
融資期間	○ 県制度融資等の借換え : 1年超10年以内 ○ 新規の融資(運転資金) : 1年超5年以内 (設備資金) : 1年超7年以内
返済方法	毎月割賦返済(1年以内の据置き可)
信用保証	神奈川県信用保証協会所定の信用保証料が必要 (国・県により通常の信用保証料率と比べて、最大0.6%優遇されます)

融資のお申込について

- 認定経営革新等支援機関に経営支援を申し込み、裏面の必要書類を添えて、取扱金融機関の窓口にお申し込み下さい。
- 審査は取扱金融機関及び県信用保証協会、融資は取扱金融機関が行います。
(審査の結果、ご希望に添えない場合があります。)

必要書類

必要書類	入手先
神奈川県中小企業制度融資申込書	県HP
「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書	県HP又は認定経営革新等支援機関
事業計画書	任意様式
[許認可を要する事業の場合] その許可証等の写し	
[設備資金の場合] 見積書	
財務書類(直近2期分の決算書、申告書の控え等)	
事業税の未納がない旨の納税証明書	県税事務所
【初めて県信用保証協会を利用する場合】	
定款の写し及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	登記事項証明書は法務局
住民票抄本(本籍地の記載は不要です。)	市町村
申込者及び連帯保証人の印鑑証明書	法務局(会社)、市町村(個人)

その他、審査のため、必要に応じて上記以外の書類の提出を求められることがあります。

取扱金融機関

銀行

みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 群馬銀行 横浜銀行
 きらぼし銀行 第四銀行 山梨中央銀行 北陸銀行 静岡銀行 スルガ銀行 阿波銀行
 東日本銀行 東京スター銀行 神奈川銀行 大光銀行 静岡中央銀行

信用金庫

横浜信用金庫 かながわ信用金庫 湘南信用金庫 川崎信用金庫 平塚信用金庫
 さがみ信用金庫 中栄信用金庫 中南信用金庫 さわやか信用金庫 芝信用金庫
 西武信用金庫 城南信用金庫 世田谷信用金庫 多摩信用金庫 山梨信用金庫

信用組合

ハナ信用組合 神奈川県歯科医師信用組合 横浜幸銀信用組合 信用組合横浜華銀
 小田原第一信用組合 相愛信用組合

政府系金融機関

商工組合中央金庫

問合せ先

◇ 神奈川県 産業労働局 金融課

融資グループ (制度の内容) 電話 (045) 210-5677

金融相談窓口 (借入のご相談) 電話 (045) 210-5695

HP <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/>